

### 3 保健と医療

#### ○ 医療福祉費支給制度（重度心身障害者等（福））

病院等で診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級（3 級の方は内部障害に限る）の方</li> <li>・ 療育手帳（A）、A の方</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方</li> <li>・ 身体障害者手帳 3 級または 4 級かつ療育手帳 B（知能指数 50 以下）の方</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳 2 級かつ身体障害者手帳 3 級または 4 級の方</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳 2 級かつ療育手帳 B（知能指数 50 以下）の方</li> <li>・ 障害年金 1 級を受給している方</li> <li>・ 特別児童扶養手当の 1 級を受給している方</li> </ul>
所得制限	前年の所得が一定額以上の場合（受給制限）
自己負担額	なし（健康保険適用医療費のみ全額助成されます）
必要書類等	資格確認書等、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金の証書、特別児童扶養手当障害認定通知書、マイナンバー（個人番号）が確認できるもの、預金通帳等（口座番号のわかるもの）
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）
備考	<p>県外の病院等受診や治療材料等の場合は一時立替払いをし、後日領収書等を添付の上、申請してください。</p> <p>65 歳以上の方は、後期高齢者医療被保険者の方が対象となります。（障害者手帳等を受け取った日の翌月末までに申請しなかった場合は、申請した日から制度の対象になります。）</p> <p>配偶者に重度の心身障害がある世帯の母子または父子（※）は母子（福）または父子（福）の対象となります。（※子どもが 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで）</p>

#### ○ 障害認定による後期高齢者医療の受給資格

一定の障害程度にある 65 歳以上 75 歳未満の方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することにより、所得の状況に応じて 1 割、2 割または 3 割の自己負担で医療を受けることができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳 1 級～3 級の方</li> <li>・ 身体障害者手帳 4 級の方のうち、音声・言語機能障害、下肢機能障害の 1 号、3 号及び 4 号の方</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の方</li> <li>・ 療育手帳（A）、A の方</li> <li>・ 国民年金法における障害年金 1 級、2 級を受給している方</li> </ul>
必要書類等	手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）または障害状態を明らかにする書類（年金証書等）、資格確認書等、マイナンバー（個人番号）が確認できるもの
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）
備考	申請日以降の加入となります（さかのぼっての加入はできません）。加入月から保険料がかかります。

## ○ 自立支援医療（精神通院）

精神疾患の通院医療を受けやすくするために、通院医療にかかる医療費が助成される制度です。詳細については、お問合せください。

対象者	精神障害により通院医療を受けている方
自己負担額	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して、精神通院医療を担当する医師による外来、投薬、デイケア、訪問看護などの医療費の自己負担額が1割となります。加えて世帯の課税状況に応じて、自己負担額の上限が設定されます。ただし、課税状況に応じて対象外となる場合があります。
必要書類等	診断書、資格確認書等
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

## 4 年金と手当

### ○ 障害基礎年金

国民年金に加入している間に病気またはけがによって医師の診察を受け、65歳に達する日の前日までに一定の障害状態になった方に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めていた期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。また、20歳前に傷病により障害状態となった方にも20歳に達したときから支給されます。

年金の額	1級	年額 1,059,125円
	2級	年額 847,300円
支給方法	年6回に分けて偶数月（2・4・6・8・10・12の各月）に振込みます。	
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）	
備考	<p>※障害年金の相談、及び、申請等が円滑に進むよう、来所日の事前予約をお願いします。</p> <p>【予約電話】</p> <p>医療年金課国民年金係 029-883-1111（代表）内線 1471</p> <p>土浦年金事務所 029-825-1170（代表）</p> <p>※御相談の際は、下記の情報の御準備をお願いします。</p> <p>①申請する病名</p> <p>②①の病気で初めて病院にかかった年月日（いつ～いつまで）及び病院名</p> <p>初めての病院から現在の病院までの各病院と受診期間</p>	

※厚生年金に加入中の場合は、土浦年金事務所（電話 029-825-1170）にお問合せください。

### ○ 特別障害給付金

対象者	平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生（定時制・夜間部・通信制を除く）、昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった、厚生年金に加入していた方の配偶者であって国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた疾病が原因で現在、障害基礎年金1、2級の状態にある方 ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。
支給額	1級障害該当…月額 58,650円 2級障害該当…月額 46,920円
支給制限	障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給することができる場合
窓口	医療年金課 電話 029-883-1111（代）